

住宅を解体される 施主（発注者）のみなさまへ



- **80㎡以上の住宅を解体する場合は、工事に着手する7日前までに建設リサイクル法の届出が必要です。**
- 届出先窓口 | 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市で行われる工事は、各市の窓口
| 上記以外の市町村で行われる工事は、県土木事務所
- 届出手続を受注者等業者（解体工事業者、建設業者、建築士事務所等）に委任する場合は、届出書の内容をご確認の上、委任状を作成してください。
- なお、届出義務違反には、工事を発注した施主のみなさまに罰則（20万円以下の罰金）が適用されますので、ご注意ください。

解体工事を発注する際の 注意事項



許可等を有する施工業者への発注

解体工事を発注する際は、建設業法に基づく**土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可業者**または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者（請負金額500万円未満の工事に限る）に発注してください。

事前説明

契約を結ぶ前に、受注者（工事請負業者）から届出事項（分別解体等の計画等）について記載された書面を受け取ったうえ、**事前説明**を受けてください。

契約書の確認

契約書に、**分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等施設の名称・所在地、再資源化等に要する費用**が記載されているか確認してください。

再資源化等の確認

工事の終了後、受注者から**再資源化等の完了報告書**を受け取り、きちんと**リサイクルされたかチェック**してください（なお、リサイクルが適正に行われなかったと思われるときは、知事（又は法令で定める指定都市等の長）に対しその旨を申し、適切な措置を求めることができます）。



「まぜればゴミ、わければ資源」建設リサイクルの推進にご協力を！



届出書の提出先(分別解体等に関する窓口)

窓口		担当課	工事の場所	住所・電話番号
県土木事務所	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5 ☎046-853-8800
	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市中里50-1 ☎0463-45-3150
	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28 (厚木南合同庁舎内) ☎046-223-1711
	東部センター	まちづくり・建築指導課	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3 ☎0467-79-2800
	県西土木事務所	まちづくり・建築指導課	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島2489-2 ☎0465-83-5111
特定行政庁	横浜市	事業系廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階 ☎045-671-3446
	川崎市	建築管理課 (建築物等[解体・新築・リフォーム工事])	川崎市	川崎市川崎区宮本町1 本庁舎18階 窓口③ ☎044-200-3088
		技術監理課 (土木等工事)		川崎市川崎区宮本町1 本庁舎17階 窓口⑤ ☎044-200-2764
	相模原市	建築政策課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 ☎042-769-8253
	横須賀市	建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町11 ☎046-822-9530
	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1 ☎0463-21-9731
	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10 ☎0467-61-3592
	藤沢市	住まい暮らし政策課	藤沢市	藤沢市朝日町1-1 ☎0466-50-3541
	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市荻窪300 ☎0465-33-1577
	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 ☎0467-81-7183
	秦野市	建築指導課	秦野市	秦野市桜町1-3-2 ☎0463-83-0883
	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17 第二庁舎13階 ☎046-225-2430
	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1 ☎046-260-5426